

都 市 ブ ラ ン ド 教 育 委 員 会 記 録 (No.24)

1 日 時 令和8年5月21日(木)
午前10時10分 開会
午後 0時20分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	高 橋 都	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	吉 田 幸 正
委 員	立 山 幸 子	委 員	岡 本 義 之
委 員	山 田 大 輔	委 員	宇 土 浩一郎
委 員	本 田 一 郎	委 員	有 田 絵 里

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市ブランド創造局長	池 永 紳 也	にぎわい担当理事	森 川 洋 一
観光にぎわい部長	井 上 美 紀	〇〇押し課長	立 川 直 也
教 育 長	太 田 清 治	教 育 次 長	星之内 正 毅
総務企画部長	栗 原 健太郎	総 務 課 長	實 藤 一
学校支援部長	柳 井 礼 道	学校保健課長	藤 田 真 治
教育振興担当課長	永 田 圭		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	廣 門 実知江	書 記	山 下 絵美理
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第82号 中学校（特別支援学校中学部・高等部を含めて）給食無償化の早期実施に向け、市議会決議を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
2	給食費負担軽減事業における非喫食者支援の検討状況について	教育委員会から別添資料のとおり報告を受けた。
3	北九州市立高等学校学生寮「あさあけ寮」について	
4	本市の魅力を生かした観光施策の推進について	都市ブランド創造局から別添資料のとおり報告を受けた。
5	行政視察について	7月7日から9日までの3日間で行政視察を行うことを決定した。
6	多様性を尊重した教育環境の整備について	別添資料のとおり政策立案支援事業を活用することとし、議長に要請することを決定した。

8 会議の経過

（陳情第82号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（高橋都君）開会いたします。

本日は、陳情の審査を行い、教育委員会から2件報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第82号、中学校、特別支援学校中学部、高等部を含めて給食無償化の早期実施に向け、市議会決議を求める陳情についてを議題とします。

本件については、議会に決議を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。学校保健課長。

○学校保健課長 ただいまの陳情第82号、中学校、特別支援学校中学部、高等部を含めて給食無償化の早期実施に向け、市議会決議を求める陳情につきまして、教育委員会から御説明をさせていただきます。

本陳情は、北九州市議会に対して決議を求めるものでございますが、執行部でございます教育委員会としての現時点での中学校給食無償化の早期実施に係る考え方については、これから御説明するとおりでございます。

令和7年12月、国が全国の公立小学校の給食費の無償化から、抜本的な負担軽減に方針転換

をいたしまして、国から自治体に交付されます交付金の基準額、これが示されました。この方針を踏まえて北九州市においては、令和8年度は小学校について、国の基準額を超える部分を市が負担し、いわゆる給食無償化を実現するとしたところでございます。しかしながら、北九州市独自に中学校などの給食費を無償化することにつきましては、給食の質を確保しつつ、持続可能な制度とすることが必要でございまして、国の財源措置がない中、現段階で直ちに実現することは難しいと、こういう結論に至ったところでございます。一方で、物価高騰の中、保護者負担を増やしたくないとの思いから、中学校などにつきましては、令和8年度においても食材費高騰分を市が支援し、保護者負担額を据え置くこととしておるところでございます。

令和7年12月に国が発出した文書によりますと、中学校給食についても、小・中学校の給食実施状況の違いなどを含めた課題の整理を行った上で検討とされており、様々な機会を通じて、国に対しまして、中学校等に係る保護者負担軽減制度の早期創設、これに加えて、物価高騰に対する十分な財源措置につきましても要望してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（高橋都君） それでは、陳情の審査を行います。陳情は議会に決議を求めるものとなっておりますので、委員の皆さんは陳情に対する意見や執行部への質問をお願いします。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。質問、意見はありませんか。宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） おはようございます。日本共産党の宇土浩一郎です。よろしくお願いします。

先ほどの陳述でありましたが、県内の3分の1の自治体は、この4月のタイミングで中学校給食並びに特別支援学校中学部、高等部まで無償化しているということです。まず、教育委員会は、今回、近隣自治体の事情を受けてどう考えているのか教えてください。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 おっしゃられるとおり、近隣自治体が小・中学校まで含めて無償化されているところが多数あるというところは承知しておるところでございます。ただ、人口規模、税収、それから、重点的に取り組まなければならないところというのはそれぞれの市町によって異なりますので、そういった事情の中で、一概に私どもがどうとかっていうところではないかなと考えているところでございます。以上です。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 北九州市が人口が多いからという、そういう判断でよろしいんでしょうか。はい。本市はこれまで、小学校、中学校、全部で32億円程度費用がかかるため、費用の観点から無償化できないと言ってきました。今回、国から来るお金で小学校給食が無償化されたわけですが、3月の本会議で、15億円あれば中学まで無償化できるという答弁があっっています。15億円でも予算的にできないという立場なんではないでしょうか。他自治体を参考にし、最優先に

予算を割り、無償化すべきと考えますが、どうですか。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 ただいまの中学校について15億円で無償化ができるという答弁でございます。それは実際に答弁させていただいております。これは15億円のうち、先ほど申し上げました物価高騰対策というところで支援をさせていただいております。その部分が約5億円ございます。ですので、実際に今の状況下で中学校を無償にしようとする場合には、プラス10億円の予算措置が必要という形になります。これにつきましては、仮にこれを独自にやるとなった場合には、教育予算全体の話ですとか、市全体の予算バランスの中で考えていく必要がございます。そういった予算バランスの中で考えた結果が今回の結論であるというところで御理解いただけたらと思います。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） あと10億円あったらできるんですね。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 プラス10億円で、今年度であればできる状況でございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 3月の議会でも、教育委員会は財政・変革局に中学校給食の無償化に係る予算要求をしていませんでした。これまでの答弁は、お金がないと言ってきました。にもかかわらず、必要な費用の確保にも動いていないことが明らかになりました。改めて聞きますが、3月の議会で、本会議はもちろん教育委員会が入る第2分科会以外の予算特別委員会でも、多くの議員が中学校給食の無償化を求めていました。そのことは共有され、把握していますか。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 先般の市議会議員選挙の中で、無償化というところに多数の議員さんが賛同されていたというところも聞いておりますし、議会の中でもそういった声が上がっているというところは把握させていただいております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 把握しているということですね。それでは、それを受けて、会派を超えて早期の中学校給食の無償化を求めてきましたが、3月の議会閉会后、6月議会に向けて財政・変革局に補正予算の要求を行いましたか。4月に財政・変革局から各部局に照会が当たっているはずですが。答弁を求めます。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 6月補正で中学校給食に関するところという意味合いでございましょうか。それについては、ただいま検討自体していないところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） やっていないということですね。なぜやらないのか。他の自治体は、

国を待たず実施している自治体が増えているわけです。今、本当に多くの市民による署名が寄せられています。現状で予算を要求すらしめない姿勢を変えないといけないのではありませんか。答弁を求めます。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 小・中学校全部に対する無償化、これに対する要望がたくさんあるということは私どもも承知しておりますし、昨年度1年間かけて無償化に関して、PTなどを通じて検討してまいりました。その中では、当然我々教育委員会、それから給食の所管課である学校保健課としたら、小学校、中学校等も含めた全部、これがやれるのが一番いいという思いは当然持っておりました。ですので、こういったPTの中でも、そういった選択肢も含めてあらゆるケースを想定して、試算もしましたし、シミュレーションもさせていただきました。ただ、市全体の予算のバランス、それから、こういった施策をやっていくかという中で、結論としてこうなったというところで御理解いただければと思います。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 財政・変革局には予算要求をしていないということですよね。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 私どもPTを通じて検討してまいりました。この中では、最終的に結論として複数の案を提示させていただいております。その中には当然、小・中学校を全部やった場合にはこれだけの金額がかかります、これができるかというものも当然含まれておりますので、小・中学校を含めてやった場合にはこうなる、それができるかできないかっていう点については、予算要求の中で土俵には上がっているという理解でございます。

○委員長（高橋都君） 学校支援部長。

○学校支援部長 補足で御説明をさせていただきたいと思います。先ほど課長がお話したのがもうそのまま正しいんですけども、他都市、近隣の自治体がたくさん無償化に向けて動いているというのは、当然承知させていただいています。その中で、北九州市として何ができるか。これまでたくさんの財政需要が必要な中、当然、自治体によって産業構造も違ってまいりますので、入ってくる収入も違います。その中で、限られた財源の中でどんなことができるかというのを、昨年プロジェクトチームをつくってやってまいりました。その中には当然、財政当局も入っております。その中で、こちらでできることを考えた結果、令和8年度はできるだけ負担を軽減していきたいということで、負担軽減措置を中学校もさせていただいております。国にも引き続き要望等も上げていきますので、今後また、いろんな自治体の状況も見て検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 今いろいろ言われましたけれども、北九州市の周りにはもう、ほとんどと言っていいほど、学校給食は小学校、中学校、特別支援学校中等部、高等部が無償化になっ

ているんですよね。だから、聞く話によると、そこにもう移住しようかという話も出ているんですよね。だから、北九州市の人口も減っていく可能性もなきにしもあらずです。今物価高騰で皆さん本当に生活が苦しい。その中で、学校給食は教育の一環として憲法でもうたわれている。そこを北九州市としても強く受け止めて、署名も今かなり集まっています。そのことも強く受け止めて、中学校も、そして特別支援学校中等部、高等部も全て無償化にすべきと考えますが、教育長の意見をお願いいたします。

○委員長（高橋都君） 教育次長。

○教育次長 今回の陳情に関しての執行部に対する質問ということですので、我々としてこう考えているというお話、どこまでお答えできるかということをもっとお断りした上で申し上げます。

こういった様々な声が上がっているということは今回改めて再認識したところでございます。そして、他都市、他の自治体の状況というのも認識しております。補正予算でやるかどうかという話もございましたが、我々の今のスタンスは、冒頭、陳情に関しての執行部の説明で申し上げましたとおり、こちらは、国も財源をどうしていくかという、国、地方の構造というのも整理した上でやっていくべきものということで考えております。それに対していろいろな御意見があるということは承知しておりますが、我々の考えとしてはそういうことでございます。また、その上で、市全体あるいは教育委員会においてどう予算配分をしていくかという視点もございます。今申し上げたような国と地方とどういった分担をしていくか、そして、市の中での財源分担という話は、私どもの考えとしては補正予算というよりは、それぞれの当初の予算でしっかり整備していくべきものと考えております。そのような考え方に基きまして、現時点では、この補正予算で何か動きをしているということではございません。ということで、今考えて動いております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 北九州市の周りは、やっているんです。それも国も頼らず、独自で。だから、私が言うのは、国を頼らず市独自でそういう方向も考えていくべきではないかなと。そういうふうに、どうにかして北九州市も無償化しようと。そういう、伝わってこないんですよね、やろうという。何か全部国任せでなっているんで。じゃなくて、北九州市独自でやってもらえるように、今日も皆さん陳情に来ていますんで、それを示してほしいなと思って私も強く訴えましたけれども、ぜひとも中学校、そして特別支援学校中等部、高等部の学校給食無償化、もう早期にやってほしい。そのことを述べ、私の質問を終わります。

○委員長（高橋都君） ほかに意見、質問はありませんか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 吉田幸正です。自民党です。まず、陳情、決議をどうするかという話なんです、私どもとしては、国に対して、ある町では給食費は無料、お金がたくさんあるところは給食費は無料、財政的に厳しいところはお金を取ります、このもともとの考え方が違う

んじゃないかと我々政府に申入れを続けていまして、その都市の財政っちゅうのは、そりゃいろいろ北九州市も厳しい状況はあると思いますけど、こと義務に関わることについては、ユニバーサルサービスというか、日本統一するべきでしょうとお願いをしまいいりまして、これが今回小学校については通ったわけでありまして、これ感謝うんぬんじゃなくて、これはもともと税金の話なんで、正しい使い方に進んでくれたなと思っています。

同時に、財政の豊かな町に行くと子供の医療費は無料、あるいは厳しいところへ行くとそうじゃない、子供の医療費の値段が違うこの国のそもそもの考え方を、高齢者は同じですから、今我々はあらゆる場面を通じて、自民党の代議士等々を通じてやってきているところであります。ですから、当然中学校の給食の無償化についても、国に対してきちんと手当てしてくれるようにお願いし続けようと思っています。その上で地元でできることというのが、今経済的に厳しい方に対して、恐らく非課税というハードルがあるんだろうと思います。非課税世帯に対しては給食費を取らないという状況、免除という言葉でいいんですかね、なっていると思いますが、まず、その割合というのを教えてください。何%程度の方に対して給食費を免除されていらっしゃるか、教えてください。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 すいません、中学校に特化してお答えさせていただきます。

今中学校の生徒が約2万2,000人おります。そのうち、生活保護を受給されている方、これは公費で全部給食費を見ますけれども、これがおよそ300人ということで、割合でいくと1.5%ぐらいいらっしゃいます。それから、就学援助、生活保護まではいかないけれども、生活が困窮しているっていう方々が受けられる就学援助というものがございまして、こちらの中に、それを受けられる方につきましても、全額公費で見させていただいているんですけども、この方々がおよそ4,200人、19.1%程度で、合わせますと約2割の方が、困窮世帯として給食費を全額公費で見させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 分かりました。ということは2割の方は、中学給食費が無料になったとして、その恩恵が直接には受けられないということになるわけですから、2割という数がどうか分かりませんが、非課税世帯に対して免除されているというのは、ありがたいというか、適正なことだと思います。同時に、今その最賃が1,000円を日本中を超えてきて、非課税世帯の数字自体もそろそろ考える時期が来たんじゃないかなと思っています。これは、国を待たずという意味です。これまでは、これぐらいの世帯の、要するに時給が上がってきて収入が上がってくる、収入が上がってきて、このボーダーをぽんと越えと、急に給食費の負担が出たりみたいなことというのは、時代の数字に合わせていくべきじゃないかなと。これは、この場で意見ということにしかならんと思いますが。ですから、我々としてはユニバーサルサービスを国に徹底して申入れをし続けます。同時に自治体に対しては、よそのこともあると思いますが、

自治体でできることについては不断の努力をしてほしいとお願いを申し上げます。また、意見、決議につきましては、会派に持って帰って、いろいろ勉強させていただきたいと思います。私から以上です。

○委員長（高橋都君） ほかに意見、質問はありませんか。ありませんか。

ここで副委員長と交代いたします。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 私からも2～3点質問させていただきたいと思います。

武内市長は、市民の声が鍵だったということで署名の力で小学校が無償化になりました。必ず中学校も実現できると願っているというようなことを宣伝しているかと思うんですけども、子育てナンバーワンと言いながら、こどもまんなかcityと言いながら、なかなかそこに近隣の自治体との差があるというのを、これまで感じているところです。それで、先ほど近隣の自治体が無償ということで、小さな自治体と言いましたけど、福岡市、ここは財政的に豊かと言っていいのかどうか、それはまた違う問題かと思うんですけど、ここは無償にしていますけど、それに対してどのようにお考えですか。

○副委員長（小宮けい子君） 学校保健課長。

○学校保健課長 福岡市ですね、昨年の2学期から、9月から小・中学校無償化にされているというところを承知しているところでございます。新聞報道等によりますと、税収が過去最大を迎えたと、それを市民の方々にお返しするための施策の一つとしてやるんだというような報道がなされておりました。これ、先ほどの答弁とも重なりますけれども、市によって産業構造、それから税収等が違うというところがございますので、その辺の状況の違いというのはあるかと感じているところでございます。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 財政状況ということが一番の問題かと思うんですけども、先ほど宇土委員からも質問がありましたけども、事項要求として予算要求で学校給食の無償化をしなかったということに対して、どのようにお考えですか。今回の補正にも出されていないということなんですけど。

○副委員長（小宮けい子君） 学校保健課長。

○学校保健課長 すいません、予算要求の件でございます。これも先ほどお答えしたと重なりますけれども、我々、去年PTを通じて、しっかりどんな形でやれるのかというところを議論してまいりました。その中で最後の結論として、複数の案を予算調製の中で提案させていただいているところです。その中の一つには、当然小・中学校を全部やった場合にはこういう形になるというケースも含んでおりますので、予算要求自体を全くしていないかということ、そこは土俵の上にきちんと小・中学校をやった場合にはこうなるんだ、これだけの額がかかりま

すというところは、しっかりと上げさせていただいているところでございます。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） こういった予算を要求しなければ、もちろん予算がつかないわけですからね。そこのところの考え方の問題かなと思います。やはりここでも、教育委員会なり教育長なり市長なり、その覚悟というか、子育てナンバーワンって言うんだったら、せめて義務教育は無償というのなら、給食は無償にやろうという、そういう思いが強くなければ、そこに至らないのではないかなと私も考えるわけです。それで、やはり国には求める、でも議会ではどうなのかっていうことは、それぞれの議員の方たち、考えをしていただきたいところなんですけれども、やはり我が市として、子育てナンバーワン、給食が中学校は無償になったんだよって、胸を張って言えるような姿勢づくりというのをさせていただきたいと思います。ぜひ、教育長にもその視点で今後考えていただきたいと思いますが、お考えがあったらお話ししていただければいいかな。

○副委員長（小宮けい子君） 教育長。

○教育長 私どもも、議員の皆様、委員の皆様と同じ方向を向いて歩んでおります。るる部長、課長、次長からお話がありましたけれども、現状で、どうしても小学校ということで令和8年度予算を上げさせていただいて御承認をいただいたわけでございます。ですから、今後、他都市の状況もございますし、私どもの中でもまた検討してまいります。そういったことで、今後もう全くしないとかということではございません。その結果、できるできないということがございますので、そこについてまた議論をさせていただければと思っております。以上です。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。検討していくということで、前向きな検討をしていただきたいと思います。やはり小学校が無償になったということで、多くの方が物すごく喜んでいらっしゃるんですね。その声を聞きますと、ぜひ中学校も義務教育は何としても無償にということ、どれだけの保護者の方たちが望んでいるかというのが、この署名の数からも、またアンケート調査からも、よく見てとれるのではないかと思いますので、北九州市に住んでよかった、子育てできる北九州市でよかったと思ってもらえるような市のつくりっていうことで、ぜひしっかりと前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で私は終わります。

○副委員長（小宮けい子君） ここで委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（高橋都君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 公明党の岡本でございます。個人的にも会派としても、この学校給食無償化はできるだけ早く実現してほしいというのが皆の思いだと思いますし、先ほど教育長の

話もありましたけど、教育委員会としても委員と同じ思いだっていることとおっしゃっていただきました。その上で、私たちも昨年選挙があつて、学校給食、それから子供の医療費等は福岡市が一步前を行かれて、何とか追いつきたい、政令指定都市としてはうちが古いですから、負けたくないという思いがありまして。先日、福岡市の実情をお聞きしたところ、今の高島市長が就任したときに比べて、福岡市はもう税収が大幅に増えていると。そうやって増えたものを市民に還元していこうっていう動きになっているっていう話は聞きました。それを考えたとき、この10億円っていうお金をどうして生み出すか。今の状況でいうと、なかなか全体のバランスとかを考えた中で、何かを削るかやないと、新たに10億円がポンと出てくるわけがないんで。これは先ほど言いましたみたいに、福岡市さんも昨年からやったけども、1年もたたないうちに国が小学校分は補填することになりましたから、一時的な負担で済んだわけですね。1つは、国があと中学校給食無償化までどれぐらい時間を取って検討しようとしているのかみたいな話が地方に来ているかどうか。

それと、周辺でこれだけ自治体がやっていて、規模も違うとかという話もありましたけども、財源の見直しで、うちが参考になるようなやり方をしたところはないのか。私たちがいろんな判断する上で、何かを削って回すとかということになると、そこも議論せにやいけなくなるわけですね。ただ、皆さんが昨年来、財源についても議論してきたって言うんだけど、どんな議論が細かいところまでされたかなんか伝わってこないわけです。私は前から言っているんですけど、市がやっている事業、それから各施設でかかっている費用、事業所別、事業別であったり施設別であったり、行政コストの計算書を出してくれと財政に言っていますけど、なかなかこれが出てこない。そういうのがあれば、議員としてもそういった議論、ここでこうしたらええじゃないかとかという知恵が出てくるんじゃないかと思うんですけど、教育委員会の人も大変だと思うんですね。全体が分かれば、ここのこの予算を少し削って、統合したりして少しずつした結果、10億円近くのお金が生み出せないかとかという議論も、市を挙げてやろうとするもののほうが大事じゃないかなと思うんですね。

そこで、昨年来検討してきた内容を今後とも、国に合わせてずっと続けてほしいんです。その考えを聞かせていただいていいでしょうか。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 今2つ御質問いただいたと思っております。1つが、中学校の国の見通しというところでございます。先ほど御説明の中で申し上げましたとおり、中学校については今後の課題の状況も含めて検討していくっていう、これ以上の情報が来ておりませんので、いつというところが国から明示されているところはないのかなと思っております。

今後の検討のところで、やはり市全体のバランスというところでいきますと、どこを削るかっていう、そこまで大きな話っていうところができるかどうかは分かりませんが、視点として持っておかないといけないのは、社会経済情勢はしっかり見ていかないといけないなと

思っております。物価の上昇も止まっておりません。いずれにしても、食材費というのは今年度よりまた来年度も上がっていく可能性がございます。これがどう推移していくかっていうところもしっかり見ていく必要があろうと思います。

あと、国の制度の立てつけの問題です。今、小学校については負担軽減制度が始まりました。これ、負担軽減制度という言葉のとおり、国が基準額というのを定めました。実際、私ども市でかかっている食材費というのは、それより高い額でございます。今5,200円というのが基準額ですが、この基準額を毎年国は見直しますと言っております。これがどのように見直されるか、それによって、小学校に今市が負担している額、これも変わってくる可能性がございます。あと、中学校をいつぐらいからやるのかっていう、今めどは立っておりませんけれども、こういった国の制度の動きっていうのをしっかり見ていかないといけないと思っております。

あと、最後には、教育予算、それから市全体の予算のバランス、財源のバランス、こういったところをトータルで考えながら、来年度以降、小・中学校全体できるのかっていうところをしっかりと検討してまいりたいと思っている次第でございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 答弁ありがとうございました。一義的には、何としても国が全国統一でやっていただきたいという思いはありますが、北九州市としてできることを追求していくと。そういった中では、この周辺でやっているところで、市にとって参考になるところはないのか、また議会に対しても、もっと情報を公開してもらって、全体のバランスで、こういうやり方で何とか生み出せるんじゃないかということを議会側でも議論をしっかりできるような材料を、ぜひ教育委員会から財政当局にも言っていて、皆で議論していきましょうという流れをぜひつくっていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君） ほかに意見、質問はありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、教育委員会から、給食費負担軽減事業における非喫食者支援の検討状況について、及び北九州市立高等学校学生寮、あさあけ寮についての以上2件について、一括して報告を受けます。学校保健課長。

○学校保健課長 私からは、まず、1点目の給食費負担軽減事業における非喫食者支援の検討状況について御報告をさしあげます。

資料に基づいて御説明をさしあげます。

まず初めに、国の交付金実施要領の内容について御説明をさしあげます。

3月の末に国から交付金実施要領が示されまして、その中で、支援対象となり得る児童に関する考え方が示されたところでございます。具体的には、下線部のとおり、やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食しない者とされているところでございます。その上で、やむを得ない事情としては、アレルギーその他疾患、不登校、宗教上の配慮が必要な場合、こういうものが例示されているところでございますが、これ以上の詳細なものは示されていないというところでございます。

なお、下の米印で書いておりますが、恒常的とは、連続して1か月以上の場合であると国が考えているところを確認しているところでございます。交付金の基準月額が5,200円でございます。

その次の国の考え方を受けました北九州市の検討状況でございますが、まず、対象児童については、記載のとおりアレルギーその他疾患の児童については、医学的見地から非喫食となっているため、支援の対象とする方向で検討しているところでございます。その他の類型には、様々な課題や整理すべき事項がございまして、現時点で結論に至っていないところでございます。併せて給付額についても検討中でございます。

最後に、今後の進め方でございますが、我々北九州市も含め、現在、他都市も整理検討に時間を要している、内容をどうしようかというところを悩んでいるといった状況でございます。大多数の都市が、まだこの支援制度の決定に至っていないところではございますが、他都市における取扱い、課題の整理ですとか考え方を参考にしつつ、できるだけ速やかに制度設計を行い、実施したいと考えているところでございます。

なお、支援制度の決定時期にかかわらず、制度自体は4月1日に遡って適用できるようにしたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 私からは、北九州市立高等学校の施設である、あさあけ寮について説明いたします。

初めに、学生寮の概要を御説明いたします。

所在地は戸畑区天籟寺で、平成20年に旧市職員の独身寮を改修して整備した女子用の学生寮となっております。令和8年4月末時点の寮生については、寮の生徒は13名となっております。

続いて、今後の方針について御説明いたします。

老朽化や維持管理の困難化、利用者の減少を踏まえて、令和9年度入学生より入寮を停止し、現在1年生である令和8年度入学生が卒業する令和10年度末をもって、最終的に寮を廃止する計画といたしております。

続いて、中学校等への周知についてです。

5月下旬には在校生及び保護者へ文書の周知を行います。6月中旬以降には各中学校を訪問し、本方針について周知を図ってまいります。市立高校の学生寮に関する説明については以上

です。

○委員長（高橋都君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。吉田委員。

○委員（吉田幸正君） 教えてください。この非喫食者の支援について、どういうことが悩みの対象になるのかというのを知りたいです。国が1か月以上食べない人を対象として、この方々がその対象ですと。国から5,200円お渡ししていますから、食べない、食べることができない方には5,200円支援します。以上です。以外の何が悩みのことになっているのかというのを僕に率直に教えてください。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 検討における課題、その点でございます。すいません、国が今回例示をしております3類型でございます中で今、子どもが一番悩んでいるところは不登校の部分でございます。不登校につきましては、今回給付対象にするという場合に、欠席をしていて、かつ給食を停止していること、これが給付条件になってきます。そういった場合、給食を停止するという事で、この不登校のお子さんたちが、じゃ、今日はちょっと行ってみようか、行けそうだなっていうときに、行っても給食がないという状況になりますので、学校に登校しづらい状況をつくってしまうおそれがあるのではないかとというところが、まず1点。

それから、不登校の理由や登校頻度、それから喫食、非喫食の状況も様々で、一律の対応がなかなか難しい、こういったところをどういうふうに取り扱うのがよろしいのかっていう、この辺を非常に悩んでいまして、不登校については、実を言いますと我々北九州市だけでなく、他都市も同じように思い悩んでいるというところはございます。

あともう一つ、基準額の5,200円のお話でしたが、これにつきましても、子ども支給金額を検討中と今しておりますけれども、これは二通り考え方があると思っております。今回、子ども小学校無償という形にする上では、食材費が5,800円かかっていますので、5,200円の基準額に600円ほど市が負担して、月5,800円分ほどの負担をしている状況でございます。無償化の形になったときに、今学校に登校している生徒、喫食しているお子さんたちは、1か月5,800円分の恩恵を受けている形になります。じゃあ、その喫食の恩恵を受けられない非喫食の子たちは国の基準額5,200円でいいんでしょうか、という議論もございます。確かに国の事業の中でやりますので、5,200円だけ支給すればいいのではないかとという議論もございますけれども、実際食べている方々が5,800円分食べているということからいくと、公平性の観点からいけば、5,800円を1か月当たり支給すべきではないかって、この2つの議論があって、ここを検討しているという、このあたりが課題になっております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） ありがとうございます。こういう、何を悩んでいるかということが我々によく分かると、ああなるほどなと思います。なかなか簡単じゃないなという思いがあります。

私、個人的には、自分の子供が食事ができないのであれば、ほかの子と同様の利益を受けたいと考えるだろうと思います。そうじゃない場合には、我々にもきちんと分かりやすい説明をしてほしいと思いますし、これは個人的な意見だろうと思います。と同時に、世の中スピーディーにという話がありますので、不登校の方と、もう完全に超重度のアレルギーで全く食べれない方を一緒にスタートにしようとするんで、結果としては片っ方のスタートが遅れているという背景も見られるんだと思いますので、このことについては速やかに、このことについては鋭意検討していますというのは、言われたとおりと思うんですね。できれば学校へ来てほしいという思いもあるでしょうし、来たら給食がないのはかわいそうという親御さんと先生たちの気持ちもよく分かりますので、これはもう意見だけ申し上げておきますけども、スピーディーという意味では、分けて考えるのも一つの方法じゃないかなと。いずれにしても、公平とそれに至る説明が大事な時代だなと思っていますので、丁寧にと、我々に対しても教えてほしいということを要望して、終わります。以上です。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） よろしくをお願いします。アレルギーのことなんですけども、献立を見た上で、食べられないアレルギー物質があるからその日は弁当対応という家庭もあると思います。そういう家庭は、今回示された本市の検討状況では対象にはならないということですか。まず確認です。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 今、宇土委員が言われたお話は、日によってお弁当ですとか、日によってこれは食べないっていうお子さんのことだと思うんですけども、ここの部分につきましては、国は恒常的なものと定義をしておりますので、制度検討する中では、今はなかなかそこまで含める形には考えていないというところではございます。日々っていうところですね。そこまではなかなか方向的には検討をしていないというところではございます。以上です。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） しかし、献立っていうのは1か月間出ますよね。その中で、項目を見ればアレルギーがある方は分かるわけですよね。小麦が食べられない、米が食べられないというのが分かるはずですよ。だから、これには書いていないけれども、そういうふうな対策も市として取っていく必要もあるんじゃないかなと。要は、そこに行っても食べられないんだから、しかも弁当を作っていないといけないとか、いろいろ状況はあると思うんで、その辺は市としても考えていくべきところだと私は思います。

そして、北九州市はSDGs未来都市として、そして北九州市こどもまんなか教育プランでも掲げている誰一人取り残さない環境づくりという方針からも、これは逸脱した内容となっていますが、教育委員会としてはその対応をどう考えているか教えてください。今の答弁になるかもしれませんけども。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 教育委員会の考え方というところでございますけれども、まず、この交付金の考え方自体を御説明したいと思っております。この交付金なんですけれども、今回の支援制度のベースは国の給食費負担軽減交付金、これを使ってやらせていただく形になります。この交付金の趣旨ですけれども、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援という形で行われるものでございまして、自治体が個人分の支援を代理受領するというものではございません。そうした中で、やむを得ない事情で恒常的に給食を喫食できないことで、全く負担軽減の恩恵にあずかることができない方へ支援制度を設けることが可能とされているところでございます。ですので、この国の制度、交付金の趣旨からいきますと、いわゆる個々人、全て、全部、1円単位まで公平性を担保することまでは想定していないと認識しておりまして、その部分については教育委員会としてもそのように考えております。また、一部は食べられていないかもしれませんが、それ以外の部分は喫食されていらっしゃると思いますので、一定程度の給食無償化の恩恵にはあずかられているという状況にはあろうかと思えます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） その部分は食べていないって、どういう意味ですか、それ。今言った、その部分は食べていないけど、喫食、食べた……。

○委員長（高橋都君） 学校支援部長。

○学校支援部長 先ほどの補足でございますけども、アレルギー対応の方で、例えば牛乳が飲めない方とか主食部分、米飯とかパンが食べられない方、もしくは副食、おかずのみが食べられない方、それぞれいらっしゃいます。それぞれで金額設定をしておりますので、例えば牛乳が飲めない方に関しては、その牛乳分については給付の対象としようとは考えております。それぞれの分類ごとに、主食である御飯、パンを食べられない方は、その部分については給付として対象にしようと考えております。以上です。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） なら、お金は出るということですね。

○委員長（高橋都君） 教育次長。

○教育次長 失礼いたします。宇土委員が最初に言われた、1か月のうちに給食を止めている日がある、でも、それ以外は給食を食べている、そのケースはどうなるんだっていうお尋ね、それにつきましては、冒頭課長が申しあげましたように、国の交付金上は対象としていないということでございます。ですので、私どもとしましては、国の考え方に基づきまして、沿って、今制度設計を検討しているところです。まだ完全に決まったものではございません。ただ、国の財源構造を踏まえまると、かなりそこは踏まえる必要があるかなと考えております。

それと、例えば1か月の中で、この日は給食を止めている、でもそれ以外は給食を食べてい

るというお子さんの場合は、その給食を食べている部分は給食費をこれまではお支払いしていたのが、小学校に関しては無償化になりますので、全くこの昨今の動きの恩恵を受けられないということではございません。そういう意味では、誰一人残さないというお話がございましたが、その受け止めの幅は多分あるでしょうけども、我々としては誰かが取り残されている、全く取り残されているという現象はないのではないかと考えております。

また一方で、部長が申し上げた牛乳ですね。牛乳がどうしてもとれないという方であれば、1か月牛乳を止めるわけです。ですので、部分的ですが、1か月ずっと給食を止めているという場合につきましては、我々としては国の交付金の対象になるだろうと解釈しております。ですので、アレルギーの部分的っていうのを、少し、2つ解釈がございまして、ある品目については1か月ずっとというケースもあれば、一方で、1か月のうちにこの日とこの日はっていうケースが両方あるということです。我々の解釈は、国の交付金は前者については交付金の対象になるけれども、後者の一月のうちに1日、2日あるいは3日とか、そういう場合は交付金の対象にはならないと、そのように今理解しております。以上でございます。間違っていたらまた訂正してもらって。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） だから、献立で20日あったとして、それを15日は食べられるけど、5日はアレルギーで食べられないっていう、その5日分のお金を返すっていうのはないということですかね。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 先ほど次長が申し上げましたとおり、今決定はしておりませんが、国の考え方としては、そこは対象外というところがございますので、そういったところも含めて検討しているというところがございます。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 市が検討しているということですね。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 はい。

○委員長（高橋都君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） やっぱ、何回も言うんですけど、給食費がもうかなり負担になっている。給食が食べられないときは弁当を持っていつている、それもお金がかかります。だから、北九州市民の子供のためを思ったら、今言ったように、国を見てじゃなくて、15日食べられて、5日間食べられない、その5日間分を市としても返すという制度というか、北九州市独自でそういうふうやっていったほうが皆さんに喜ばれるんじゃないかなというのを訴えて、終わります。

○委員長（高橋都君） ほかにありませんか。岡本委員。

○委員（岡本義之君） 私は、あさあけ寮についてお伺いしたいと思います。

今日頂いた資料によると、昔、市の職員の独身寮だったものを、平成20年か、何か説明をこのとき聞いた記憶がよみがえってきたんですけども。北九州市立高校の部活動振興のため、平成20年4月より生徒寮としたと。それを今回廃止するということなんですけど、市立高等学校が持っている学生寮っていうのはほかにあるのか。それと、ここに入れる条件ですね。多分私の考えでは、駅伝とか有名ですから、県外から例えば市立高等学校で陸上をやりたいとか、そういう方たちが来た場合に入る寮とか、何かいろんな条件があるんじゃないかと思うんですけど、どういう条件の方が入れていたのか教えてください。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 まず最初の、ほかに寮があるのかというところについては、天籟寺の、このあさあけ寮しかございません。直営の寮は持っていないという状況でございます。

続きまして、入寮生徒の条件となります。現在の3年生までにつきましては、推薦入試で入学した生徒、2年前までは推薦入試を実施しておりまして、その後は推薦入試を廃止しております。推薦入試で入学した生徒については、当時の強化部活動である陸上部、バレー部、ソフトボールで希望者に対しての入寮を調整しておりました。推薦がなくなったその後につきましては、入寮条件として、公共交通機関で通学に2時間以上かかる女子生徒を対象に募集をしております。最終的には、1時間以上かつ公共交通機関の便の悪い生徒についても対象として、入寮は認めているところです。以上になります。

○委員長（高橋都君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 現時点で、推薦じゃなくて対象となる人が13名おるってことですかね。13名かな。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 推薦入試で入ってきている入寮生については、現在の3年生の5名になります。そのほかの1年生の3名、2年生5名については、特色化選抜ということで、推薦入試は、こちらの学校からこういう部活があるけど来ませんかっていう入試なのに対して、特色化選抜については、学校からそういう声かけをすることなく、自分たちから入学したいと言って入ってきている子たちという形で整理をしております。そのため、3年生については、推薦で入ってきた子たちが5名、その子たちのための寮という形にしておりましたし、1、2年生については推薦入試はございませんでしたんで、遠方から2時間以上かかる子、また交通の便の悪い子っていう形で募集をしているところです。以上です。

○委員長（高橋都君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） よく分かんないですけど、利用者の減少等を踏まえて、今後の方針ですね、令和10年度末に廃止するってなっていますけど、今の説明を聞いていると、何か利用者が減るようにしてきたんじゃないかっていう。これを廃止したいがために、そういった、こちら

から来ませんかっていう推薦入試の制度をやめたんじゃないかみたいに、そう捉えてしまったんですけど、その辺どうですか。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 市立高校につきましては、入試改革を同時に進めておりまして、実際に特色のある魅力で選ばれる学校ということをテーマにして、もう生徒の募集の方法を切り替えております。令和6年度から未来共創科という科を新設しまして、そこでは、探究学習の充実、また他者と協働して主体的に課題に取り組む力を伸ばしたい生徒ということを広くうたって募集をしております。結果的に推薦入試というのは取りませんでした、その後については、生徒の募集についても高倍率で入試が入っておりますので、特別、寮を廃止したいからこの募集を変えたとか、そういうのではございませんで、実際、入試改革の流れの中で部活動の呼び方、実施の仕方というのが変わったということで御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（高橋都君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） これまであさあけ寮が存在してきた理由、その目的はもう終わったと。1個もないですからね、寮が。結果的にはそうなると思うんですね。前も話したと思いますが、市立高等学校は戸畑にありますから、部活は本当に一生懸命やっていて、駅伝にしても陸上部にしても郷土の誇りというような思いが私もあったんですけど、全体的にそれが市立高等学校の売りな部分もあったと思うんですね。新たに今いろんな挑戦もされていると思うし、それが今後の市立高等学校の方向性でもあるかもしれないんですけど、部活は部活として力をさらに入れてほしいという思いもありますし、この寮がなくなることによって困る生徒さんたちがいらっしゃるかどうか、そこが心配なんですね。その辺はもう心配御無用ということでしょうか。いいですか。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 部活動については、県大会、全国大会で実績を上げている部活というのが多くあるのは承知しております。実際、寮と部活動の関係っていうところでいいますと、現在、先ほども言いましたが特色化選抜をやって、子供たちを呼んでないところがありますので、大きな影響はないと考えております。あと、子供たちの、そこの代替の施設として、今こちらでは、西小倉駅前にあります民間学生寮、ドーマーを想定しております。ただし、ここについては、現在実費の入寮の生徒について50万円なのに対して、民間寮は100万円となっております。現在の寮については、先ほども申し上げましたように北九州市の独身寮として昭和37年に建築されて、昭和49年に増設された施設で、平成20年4月より生徒寮としております。そのため老朽化も進んでおりまして、トイレや風呂が共用である、そしてあと生徒も快適な生活が担保できないという状況もあります。ドーマーという代替施設では、プライバシー等の保護をするところ、そしてあとセキュリティーもしっかりと担保されておりますので、そういう観点

からも代替施設としてドーマーを想定しております。これについては、対象になる保護者の方々には丁寧に説明してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（高橋都君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 想定の段階でしょうけど、そういう話があるんだったら、同時に併せて報告してください。聞かないと教えてくれないようじゃね。心配なんです。県を越えてでも、部活であったり、学校の理念に賛同して市立高等学校に来る人たちの負担が少しでも軽くなることが大事だと思いますし、今後ともその辺の学生寮の支援に関してはぜひ力を入れていただきたい。

もう一つ、今このあさあけ寮は教育委員会の持ち物っていうか、廃止後どうする予定にしとるのかを、そこまで決まっていれば教えてください。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 失礼します。教育委員会の持ち物でございます、その後については、現在、市長部局でありますアセッジメントマネジメント推進室に情報提供しておりまして、その後の土地の活用については、どうされるかっていうのを御検討いただくようお願いしているところです。以上です。

○委員長（高橋都君） 岡本委員。よろしいですか。

○委員（岡本義之君） 分かりました。ありがとうございます。終わります。

○委員長（高橋都君） ほかに。山田委員。

○委員（山田大輔君） お世話になります。山田です。私は、ごめんなさい、また給食に戻ろうと思います。3点お伺いします。

1点目、そもそも論で恐縮なんですけど、この5,200円の交付の基準額、小学生は無償化になったんで、何となくそのまま無償化の恩恵は受けられない、返ってきますって話なんですけど、中学生の場合、校納金と一緒に給食費を払うようにしていると思うんですけど、一旦払って戻すのか、どうなのかを教えてください。

2つ目が、大きい1番の枠の下の国の交付金の算定上ってところで、連続して1か月以上ってあるんですけど、この1か月の考え方は1日から31日までなのか、15日から喫食しなくなったら、翌月の14日までなのか、そこの期首期末の算定の仕方の基準があれば教えてください。

3つ目がアレルギーの件なんですけども、上の四角の枠には重度のアレルギーって書いてあるんですけど、下には、2番目にはアレルギーその他疾患の児童についてとあります。重度のアレルギーの、重度の何か基準みたいなのを国が出しているのであれば、教えてくださいなと思います。すみません、一旦以上で。3点お願いします。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 まず1点目、中学校についてというお話でございます。今回この支援制度でございますが、これは、あくまで今回無償化をいたしました小学校及び特別支援学校小学部だ

けを対象とした事業になりますので、中学校については考えておりませんというのがお答えでございます。

2点目、1か月の考え方でございます。そこまで細かいところは示されていないんですけれども、私ども給食の管理をどうしているかといいますと、これ、1か月というのは暦月で管理をしております。給食の献立も暦月で出ささせていただいておりますし、アレルギーの方々の停止をしますか、それともどうしますかっていうふうなところの管理も、1か月、いわゆる暦月でやらせていただいておりますので、我々としたら暦月の考え方でやらせていただきたいなというところで検討は今しているところでございます。

最後のこの重度のアレルギー、この重度のっていう定義が何かあるかということですが、国から示されている内容は今これしかございません。ですので、国からは、この重度が何かっていうところは示されていないところです。ですが、我々がこれ、アレルギー、その他疾患の児童についてはと書かせていただいているのは、本市では、アレルギー対応給食をやらせていただいております。これはアレルギーがある方、私にはこういうアレルギーがあるのでアレルギー対応給食をしてください、この日のこの食材は食べれないので停止してください、とかっていう対応をさせていただいておりますので、私ども北九州市としたら、このアレルギー対応給食をさせていただいている、申出があっている方々に対しては対応すべきことなのかなというところで考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。暦月でということで、承知いたしました。アレルギーの件も了解です。すいません、ちょっと勉強不足だったんで、中学生ではないということ、ありがとうございます。ここでなんですけれども、小学生でということなんです、ごめんなさい、ここで聞くことじゃないかもしれないですが、アレルギーの分で、暦でもう喫食できませんっていうのを伺いするのはどれぐらい前で、報告とか規定でやっているのか教えてください。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 親御さんに、材料の組成だとか、そういったものをきちんと見ていただいて確認していただく必要がありますし、学校としても早めに出していただいて、それがきちんと対応されているのかチェックする必要があります。現実的には前月の20日ぐらいには提出をしていただいて、学校でも中身をしっかり確認して運用しているというところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。前月の20日までに出示してもらうということは、給食の献立は15日ぐらいまでは出ちゃうんですか。っていう認識でしたね。分かりました、ありがとうございます。不登校の子たちも、不登校の子に戻るんですけども、対象外ということ

ですが、病院の先生の診断書なんかで3か月間は自宅療養が必要とか、ちょっと離れてやりましょうとかというのが出ると思うんです。その後、先が読める子に関しては対応していただけるとうれしいなあと思うところがありますので、今後も検討を重ねていただきたいと思います、これは要望として終わります。

最後に、あさあけ寮の話なんですけど、岡本委員がおっしゃったとおり、僕も部活動であったりですとか、今の校長先生も、その前の校長先生も、今北九州市立高校にいらっしゃる先生も私の母校の先生もいらっしゃいますし、息子がお世話になった先生もいらっしゃって、ソフトボール部を見ていたりとか、吹奏楽部だったりとか、ダンス部だったりとかっていうところがあると思うんですけど、北九州市立高校である中で、戸畑商業高校から北九州市立高校に変わって、でもやっぱりそのレガシーは残っていると私自身は思っていますので、特色化選抜になったといえど、いろんな色の出し方があると思いますので、寮がなくなってもドーマーに御案内したとしても、ぜひともその色は消さないでほしいと思いますので、要望として終わります。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかに意見、質問はありませんか。宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君）私は、給食費負担軽減事業について、もうほかの委員からもいろいろ出ていますので、要望にしたいと思いますが、吉田委員がおっしゃったように、小学校の分は既に無償化が始まっております。その恩恵を受けている保護者もおられますが、食べられていない方はどうなるのかっていう結果を今待っている状況だと思います。その中で、不登校の生徒さんたちの部分は、かなりいろいろなケースがあって判断が難しいというような先ほどのお話だったのかなと思います。ただ、アレルギーとか宗教、その他の理由で学校給食を食べられていないというのがはっきりしている方については、交付金をお返しするということはもう決まっているのかなと思っておりますので、少しその不登校の部分で判断が難しい部分を除いて、そのほか、もう食べられないということがはっきり分かっている生徒さんに関しては、まず先という方法もあるのではないかなと思っております。判断が難しい部分、いろいろなケースを含めて、教育委員会の方々が一生懸命議論されているという話は今説明を聞く中で分かっておりますので、そこは引き続き他都市の状況を見ながら判断していただきたいと思いますと思いますが、既に分かっている部分については早めにといい思いもございます。私、要望としたいと思いますが、何かありましたら。

○委員長（高橋都君）教育長。

○教育長 委員の方々から細かい御質問をいただきました。私どもも、この2か月にわたりまして、今出されたものについては一つ一つ細かく検討をしてきております。先ほど申し上げましたようにしてはいますが、まだなかなかその結論が出ていないということで、先ほどから御意見いただいていますけど、早くできるものは早くということがございますので、その御意見を十分受け止めまして、しっかりとそういった対応も早急にやりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。終わります。

○委員長（高橋都君） ほかに意見、質問はありませんか。有田委員。

○委員（有田絵里君） 宮崎、吉田委員と同じ意見でございます。もう今教育長が、できるところは早くしていただけるとおっしゃっていただいておりますので、要望として。私も小学生の子供を持つ親でございますので、同じくアレルギーもあります。事前に分かると思いますので、そのはっきりしている部分に関しては、親御さんへの速やかな御対応というのをぜひお願いできればと思っております。これは要望です。

また、不登校に関しましては本当に難しいなと。教育委員会の中でいろんな御意見もすり合わせながらされていると思うんですけれども、ちなみにここに関しましては、保護者の方々に御意見とかは伺ったりとかは、今現在されていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（高橋都君） 学校保健課長。

○学校保健課長 申し訳ございません。保護者の方々、直接はないんですけれども、私ども教育委員会の中で不登校事案を直接担当しておりますのが生徒指導課になります。生徒指導課が様々なケースについて事例は持っておりますので、そちらの部署と私ども学校保健課とでいろんな意見交換をさせていただいて、こんなケースもある、こんなケースもある、こういう場合はこうなるよねっていうふうなところは、しっかりと協議検討をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） シミュレーションはしていただいているんだと思います。ただ、保護者としてはもちろん行ってほしいっていう気持ちもあるでしょうし、学校に行かなくてもいいよ、ほかにも選択肢あるからねっていうふうな、教育方針も各家庭違われるかと思います。例えばそういった保護者の方々との意見交換というのを通して、そういった給付を決めるっていう方法もあるでしょうし、一概に、制度設計をこれって決めてしまったら、柔軟にするのもなかなか難しくなる部分も出てくるのかなと思いますので、そこはしっかりと保護者の方との意見交換とかできればいいなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（高橋都君） 教育次長。

○教育次長 御提案ありがとうございます。行政の制度設計として、こういうサービスを考えているんだけどと、事前にお伺いして、お伺いした以上は、なかなかやらないというわけにもいかないですとか、当然話のやり方というか、話の場の持ち方というのはあるかと思っています。ただ、不登校のお子さんのケースに関しましては、今回また私ども、学びの多様化学校の話、このたび6月議会に向けて準備を進めているところがございますけれども、そういったお話もある中で、今年度、私ども、不登校支援という中で、不登校のお子さんの御家庭といろいろお話をする機会っていうのは、そういった学びの多様化学校も契機としてあると思っ

ておりますので、そういった場で、この給食の問題についても、こういった形で保護者の方の思いとか聞けるかどうかというところについては少し研究はしてまいりたいと思います。コミュニケーションの機会は今年度あると思っておりますので、そのように考えております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。とにかく待っている保護者さんたちもいらっしゃるということで、今御意見が出ていますので、そこに関してはということは、全部分かっていただけたと思います。あと、不登校の部分に関して、今後そういった意見交換の場、そしてどうやってやっていくかっていう意見の交換の仕方も研究いただけるということですので、今回初めての事例ということでもトライアンドエラーになる可能性もあるかもしれないですけども、寄り添った対応っていうのも大事ですし、今回の内容を見ると、決まったからには4月1日から遡って適用して支給対象とするというふうな内容とは思いますが、そこも踏まえた上で、保護者の方々にはそういった周知をしていただくということも併せて、ぜひ早めに御対応いただければと思いますので、要望とさせていただきます。

また、もう一個、あさあけ寮ですね。すいません、こちらに関しまして、ちょっと勉強不足な部分もあるので教えていただきたいんですけども、先ほど登校の時間2時間以上とおっしゃっていましたが、今実際に2時間以上かけて来られている方ってどれくらいいらっしゃるんですか。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 13名のうち9名が市外からの入寮となっております。実際に寮に入れなかった場合については、読み上げさせていただきます。久留米市が1人で新幹線を使った場合2時間強。福岡市が1名、特急利用で2時間強。糟屋郡宇美町、同じく特急利用で2時間強。飯塚市は1名、2時間強。福津市1名、行橋市1名、荏田町2名、ここの地域については1時間から1時間半となっております。あと、大分県の宇佐町からの1名、特急を利用した場合、1時間半、計9名が寮に入れなかった場合の通学の時間にかかる交通手段となっております。以上となります。

○委員長（高橋都君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 多分、今皆さんびっくりされていると思うんですけども、魅力があるからこそ、そこから来ているって考えれば、すごくプラスに捉えられるんですけども、その子たちに対して例えば交通費支援とか、何か教育委員会でしているようなことってあるんですか。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 実際、現3年生、先ほどもお話ししました推薦入学で入ってきた陸上部の子たちについては、入寮生については昨年度までは月約1万円の補助を出しておりました。

本年度については、もう補助金を出しているところはございませんので、実際のところ、寮費が今4万円になりますので、その部分で食事、そしてあと光熱費等、全ての費用がそこで賄えるという形がありますので、全体の地域に比べたら、全体のドーマーとかに比べれば今安いというのが補助の対象になっているかとは思いますが。実際には個人に対しての補助はないということです。寮費についての価格が割安ってというのが補助と考えていただければ、補助はないですけど、そういう特典が入寮生にはあるということで考えていただければと思います。

○委員長（高橋都君） 総務課長。

○総務課長 御説明させていただきます。

先ほど久留米市とか、そういった御説明をさせていただいた居住地につきましては、今現在入寮している方が、そこに住まわれていた。その方が入寮をしているということです。なので、実際久留米市から今現在通学しているということではなくて、入寮している方の中学校のもとの居住地が、今御説明した久留米市から宇佐町、宇佐市ということでございまして、実際、今入寮してなくてちょっと遠くから、どこから通っているかというところについては、今現在把握はできていないと。現時点で、手持ちがないというような状況になります。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 多分、皆同じくびっくりしていたと思うんですけど、今の説明で、寮に入られている方なんだなっていうのが分かったので安心しました。もともと、それぐらい魅力のある部活動をされていて、全国大会、県大会と様々実績があるからこそ、そうやって遠方からでも来たいとお考えいただいていた子供たち、親御さんも含めていらっしゃるんだなっていうのが改めて分かりましたが、寮がなくなってしまうってことによるデメリットとしては、さっき言っていた代替寮はもちろん100万円程度かかるけれども、ありますよということではあるんだと思うんですけども、それだけ金額が高くなってしまう、今この物価高騰の中で様々なお金がかかる中で、そこもかかるのかなっていうのは、親としてはストレートに思っていますし、それだったら、別の近くの学校で自分の子供の実力が発揮できるところに行かせるほうが、よっぽど家庭としては楽だし、子供の負担もないしっていうふうな、何か選択肢を単純に狭めてしまう結果にならないかなと思ったんですけども、教育委員会としてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○委員長（高橋都君） 教育次長。

○教育次長 御指摘ありがとうございます。今回、まずドーマーに関しては費用が上がるということなんですが、今まで御説明がありましたように現行の寮が、トイレ、あるいは浴室は共用であったり、あるいはセキュリティーというのも、オートロックとかではないような状況となっております。あるいは、女性と男性のエリアというところもきっちり分けるのはなかなか難しかったりとか、当然、非常に良心的な価格ではあるんですけども、親元から離れて生徒

の方が暮らすという、そういった環境、今のいろいろなセキュリティーであったり、そういうものに照らせば、かなり今の私どもの寮がいろいろな課題を大きく抱えていると思います。であれば、じゃ、この寮を新築一新して、今のバージョンのような建物を建てるかというところでございますけども、市立高校の部活動に非常に魅力を感じて志願していただいている方が当然いらっしゃるわけですが、今の寮の利用の実態、利用数、そして、今の市立高校の全体の生徒の中での比率を考えますと、今の社会情勢に合わせた水準の寮というものを、私どもが新規に単独事業で建てるよりは、民間で同種のもの、そして、きちっとしたセキュリティー等のサービスを行っている民間のところを御利用いただくのが適切であろうと判断しました。ただ、当然ながら、今まで御負担いただいた額と異なるというところはございます。それにつきましては、申し上げましたように、それぞれ対象の御家庭の方には丁寧の説明してまいりたいと考えております。

先ほど申したように、遠距離から、北九州市外からも幅広く学生の方を集めて、それを市立高校の志願の主力となすかということ、現状、数字的にはそういうことではございません。ですので、ただ、こういう環境の中でも、市立高校にぜひという方に対しては、できる限りの対応をするという発想の下で、今回のような対応を取らせていただいたというところです。今、長々と申し上げたようなことも、保護者の方には、現行の寮も、値段としてはこうなんだけど、当然いろいろな設備の課題もあるという中での今回の取組の意向であるということを、しっかり分かりやすく説明してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。様々御検討された結果だと思うんですけども、今後私たちも説明しないといけないと思うので、参考にお伺いしたいんですけども、例えば新築するとか、あとは建て替えるというか、じゃあこれを、新基準の内容にするために改築するとかとなった場合、どれぐらい費用がかかるというような想定でいらっしゃったとか、あれば教えてください。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 現在、試算をしております。今後、このまま5年間継続運営を想定した場合になります。建物の安全維持や環境改善のための大規模補修が必要となりますので、約1億2,600万円の維持補修費がかかる見込みでございます。利用者数は減少傾向にあり、この多額の公費を維持に充てることが課題視されているところでございます。以上です。

○委員長（高橋都君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。1億円かかるということ、かなり大きな金額だとは思いますが。それを照らし合わせていろいろ検討された結果なんだなっていうのは分かりました。ありがとうございます。

今後の学校の方針とかにもよるとは思うんですけども、部活動に今後どれぐらい力を入れ

るのかとか、そういった学校の方針と照らし合わせながらも、それでも来たいというふうな子供たちを市立学校に呼ぶってということだと思います。ちなみに今回定員割れとか、そういうことは特別なかったんでしょうか。

○委員長（高橋都君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 昨年度の実績をお話しさせていただきますと、入試改革後、推薦入試をやめた令和7年度以降の入試倍率については、令和7年度が1.44倍、令和8年度が1.43倍と、高水準の形で横ばいの数値を維持しております。市立高校についての志願は、引き続き高い水準にあると分析しております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 分かりました。今後も市立高校の運営に関して様々問題、課題があると思いますが、今回の件は保護者の方にまた丁寧に御説明をしていただければと思いますので、こちら要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（高橋都君） ほかに意見、質問はありませんか。

ここで副委員長と交代いたします。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 私からも何点か質問させていただきます。

基本的なことなんですけれども、小学校の学校給食費で、今後給食費として国からの交付金が入り下りるかと思うんですけれども、一応5,200円で北九州市は5,800円で600円分は北九州市が負担するということでしたが、これは1人ということなので、全校生徒の人数分が最初に毎月おりてくるということによろしいんでしょうか。それをお答えいただけますか。

○副委員長（小宮けい子君） 学校保健課長。

○学校保健課長 ただいまの基準額と市の負担分、国の基準額5,200円、これ月額でございます。夏休みが給食がございませんので、年間11か月分、1人当たりが5,200円掛ける11か月分という形になるんですけれども、これ掛ける小学校、それから、特別支援学校の小学部の児童分、これらの年間分が、国から県を通じて市に一括で一旦入ってくるという形になります。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ということは、喫食する生徒はそれで足りない分は市が補填するということなんですけれども、1か月もう食べませんっていう生徒さんがいます。そして、あと、月数ということですから、それで月の計算になるのかなと思うんですけれども、その場合、その分は、今後、非喫食者には返金という形で支援していくと思うんですけれど、ですから月単位でないと、これは計算できないと考えたほうがいいのでしょうか。先ほども日数分で、20日のうち5日は食べません。あとの日は食べますっていう場合はできないのかという質問があったので、その

点についてどういうふうな考え方が教えてください。

○副委員長（小宮けい子君） 学校保健課長。

○学校保健課長 できるできないというよりは、今回のこの国の交付金の考え方が、恒常的なっていうところを言っております。この恒常的なという部分が1か月継続してというふうな考え方でございまして、あくまで今回は国の交付金を使つての事業となりますので、教育委員会としてはその部分は1か月全くというところの捉え方をしているところでございます。以上です。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。先ほどから言っていますけれども、アレルギーの子供さん、宗教上の子供さんっていうのは、早いうちに分かっている状況だと思いますので、その辺はできるだけスピーディーにやっていただきたいということと、あと、不登校の子供さんでも、長期にわたる場合もあるかと思いますが、そういったところへも支援をスピーディーにやっていただきたいということ、これは要望としておきます。

それからあと、あさあけ寮なんですけれども、先ほどから出ております。遠方から市立高等学校を目指して、学びたいといって遠くからも来られる生徒さんがいらっしゃるということなんです。これ、ですから昭和37年ってことは、60年以上たつんですかね。かなり老朽化していて、もちろんいろいろ問題はあるかなと思うんですけども、倍率とか、また遠くからも、こういう要求があるんであればということで、先ほど岡本委員からもありましたので、代替の施設を考えているということで、それはちょっと安心したんですけど、ただ金額、これまでが大体4万円って私は思っていたんですけど、5万円ですかね。

○副委員長（小宮けい子君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 年間で50万円となっておりますんで、月で換算しますと4万円ちょっとという形になります。すいません、4万円で大丈夫です。

○委員（高橋都君） はい。いや、先ほど5万円って言われたんで、私が調べたのとちょっと違うなと思ったんで。ですから、それで朝食と夕食がついて、お風呂も入っていてということで、大体全てそろっているということで、そこで生活できるということは、遠方からとか、そこに入られている方の保護者として本当に安心だし、そういった寮があるということがここを選んで一番のポイントでもあるんじゃないかなと思います。それで、代替の分が西小倉ということなんですが、ということは、そこから学校までは交通費は自分で負担して移動はするというところでよろしいんですかね。

それと、もう一つお聞きしたいのが、8万円とか言われていましたよね、たしか月が。っていうのは、これは全部やはり朝食、昼食ついて全ての、セキュリティーもできて、1人1室ずつあつての8万円ってということでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 まず、移動についてでございます。西小倉駅のすぐ隣にドーマーがございまして、駅までは3分程度になります。その後ＪＲに乗って、ＪＲの西小倉から戸畑駅、戸畑駅から市立高校まで15分という形で、30分を想定している比較的近い距離ってということで、そちらを勧めるように選んでおります。

あと、補助については、現在何も考えていない状況でございます。今回についてはもう、魅力ある、そして特色ある高校という形で、生徒さん自らが市立高校を選んでくれて入学してくれているということも鑑みまして、補助金等の支給についてはないところでございます。あと、ドーマーの中です。ドーマーの中につきましては、食費については、朝夕はあります。ただ、土日はないという状況です。そのほか、管理費、水道代、通信設備を、電気代総額いたしまして、8万2,720円という形で、ドーマーの1か月の生活費、賃料ということになります。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 教育次長。

○教育次長 すいません。今の数字を補足いたしますと、そういった内容で今ドーマーと話し合っているというところですので確定したものじゃないということを確認させていただきます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） ありがとうございます。今13名の方がいらっしゃると思うんですけれども、令和10年に廃止ということで、それまでは今のところで生活ができるということでよろしいんですね。それ以降は、ドーマーと契約っていう形になるんですかね。そういうふうな形でそこに入寮という形で、この高校の入寮施設としてっていうことで、そういう考え方でよろしいんですか。

○副委員長（小宮けい子君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 閉鎖については、現在1年生が入寮しておりますので、3年卒業するまでは、あさあけ寮については運営を継続してまいります。あと、ドーマーについては、あくまでも市立高校としては紹介という形で、そこを契約をしてあっせんするという形ではなく、遠方から来ていただけるのであれば、こういうところもございますよというところの候補の一つとしております。あと、学校としては入学生の状況に応じて、近隣を選ぶとかという話になれば、またそこは相談をさせていただくという形で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 紹介ということで、ほかにもいろんな物件というか、そういうのを紹介しながら、市としては、遠方から来られる方で寮生活をする方への支援というのは特に考えていないということでしょうか。

○副委員長（小宮けい子君） 教育振興担当課長。

○教育振興担当課長 寮についての一つとしてドーミーを御紹介するという形で、市立高校として、ほかの場所を調査してあつせんするということは、現在のところ考えておりません。その都度都度、生徒の相談の状況に応じて、こういうところがあるんじゃないかっていうことは、もう通常の学校の教育活動の中での話として、入学前にはなりますが、そういう相談会も開くということで考えております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 分かりました。まだ今年入られた方が卒業するのが令和10年になるということだと思うんですけど、来年度は、もう寮はもちろん入れないわけですね。ですから、そういったところを、だから来年度の入学する生徒さんには、この寮ではない、ほかのものを紹介するということで行くということですね。はい、分かりました。

それで、もう一つお聞きしたいのが、今年、新規事業で北九州市立高等学校の学生寮の改修事業として300万円上がっているんですね。個別施設の計画に基づき改修等を実施するって。もう廃止すると決めているんですけど、これは一体何の改修なのか、教えてください。

○副委員長（小宮けい子君） 総務課長。

○総務課長 この300万円、具体的には260万円なんですけれども、これは令和7年度予算で260万円を市立高校の学生寮改修事業として計上させていただいていると。令和8年度につきましては0円という形になっています。この260万円につきましては、改修のための設計費用として計上はさせていただいたんですけれども、このあさあけ寮の在り方を考える中で、使用はしていないとか、費用は執行していないというような現状になります。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） 分かりました。じゃあ私の勘違いですね。ただ、何か危険性があって、早く、緊急にでもこの改修事業をやらないといけないから、この予算をつけたのかなと思ったもので、そういうわけではないということで、大丈夫ですね。改修はしなかったということですけども。安全性の面ではどうなんですか。

○副委員長（小宮けい子君） 総務課長。

○総務課長 これまでも安全性、これは老朽化対策としての設計でございまして、これまでも、例えば施設の補修、修繕とか、そういったものについては、それとは別に適宜行っております。以上でございます。

○副委員長（小宮けい子君） 高橋委員。

○委員（高橋都君） はい、分かりました。ありがとうございました。今後、市立高校の入学を希望される生徒さんにとって、やはり受験しやすい、ここに入りやすいような選択肢の中の重要なポイントかなと思いますので、どうぞ前向きな検討をぜひよろしくお願いいたします。

○副委員長（小宮けい子君） ここで委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（高橋都君） ほかに意見、質問はありませんでしょうか。ありませんか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

ここで、次の議題に関する職員を除いて退室をお願いいたします。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

本市の魅力を生かした観光施策の推進についてを議題といたします。

〇〇推し課の取組について、報告を兼ね当局の説明を受けます。〇〇推し課長。

〇〇〇推し課長 本日は〇〇推し課の取組について御報告をいたします。

配付資料、本市の魅力を生かした観光施策の推進についてを御覧ください。

右下のスライド番号2を御覧ください。

本市は令和8年4月1日に、全国の自治体に先駆け、推しの熱量を都市の活力へ変換する新組織、〇〇推し課を設立いたしました。組織体制としましては、都市ブランド創造局観光にぎわい部に所属しており、課長1名、係長1名、職員2名の計4名で構成されています。これに加え、産業経済局企業誘致部企業誘致課サービス・コンテンツ産業誘致担当係に係長が1名兼務となっております。

スライド3を御覧ください。

〇〇推し課の設立の背景と狙いについて、3つの視点から御説明いたします。

1つは、社会経済的な広がりです。推し活の市場経済は4兆円に上り、日本人の4人に1人は何かしらの推し活を行っていると言われていています。こうした数字からも、推し活はもはや一過性の流行ではなく、現代の社会に根差した重要な文化圏、経済圏であると捉え、着目をいたしました。2つ目は、推し活の特性です。誰かや何かを全力で応援したいという主体的な選択に基づく利他的なポジティブな熱量に着目し、この温かいエネルギーを町の発展につなげていきたいと考えました。3つ目は、本市の地域資源との親和性です。映画の町の実績、漫画ミュージアム、あるあるCityをはじめとしたポップカルチャーの集積という豊かな土壌が既にございます。

以上の3つの視点を踏まえた上で、なぜ新しい組織が必要なのかについて申し上げます。

これまでのにぎわい施策は、イベントの誘致や名所のPRなど、その日その場所に人を集めるという点の取組が中心でございました。しかし、これだけでは、イベント終了とともに熱量が去ってしまい、本市の持続的な経済成長にはつなげ切らないという課題がございました。〇〇推し課が目指すのは、この点から面への転換です。そして、〇〇推し課という名称から、特定の人物や物をPRする部署というイメージを持たれがちですが、そうではございません。私たちは何かを推している人たちの応援したいという熱量に、町全体で寄り添うことで、これまでの集客を市内全域を巻き込む線、そして地域経済へ循環させる面へと昇華させる、そのために部局を横断して戦略を練り、推しの熱量を価値へと変換する仕組みを構築する専門部署とし

て、本組織を設置したものでございます。

スライド4を御覧ください。

それでは、どのように推しの熱量を都市の活力に変えていくかについて、私たちは2つのルートを想定しております。1つはにぎわいの創出です。自分の好きを堂々と表現できる場所に、ファンは集まります。そして、ファンの方々は、高い購買意欲と発信力を持っています。この熱量を、地元企業や商店街と結びつけ、一過性のもので終わらない活力を生み出します。

そしてもう一つは、その先に産業をつくっていくことです。このにぎわいは強力な磁石となって、産業、企業を引きつけ、新たな投資や雇用を生み出します。ファンや市民の熱量を経済の循環へと昇華させ、都市の持続的な活力へと変換していく、このにぎわいから産業へというベクトル、そして産業がさらなるにぎわいを呼ぶ好循環をつくり、都市の活力へつなげていくことが私たちのミッションです。

スライド5を御覧ください。

推しの熱量が町のにぎわいの産業の活力につながった事例として、2つ上げさせてもらっております。左側が、人気のキャラクターを活用した市内周遊企画、בריםです。北九州メッセでのライブイベントを起点として、民間の旅行会社がキャラクターを活用した市内周遊企画を実施しました。コラボの宿泊プランやコラボ商品の販売に加え、北九州市内の観光施設や飲食店など22か所を巡るデジタルスタンプラリーが展開されました。民間のライブイベントに旅行会社が連動し、さらに市内企業や公共施設、観光地を巻き込んだ、まさに点が線、そして面へと発展した官民連携の事例でございます。

もう一つが、北九州メッセで開催されたN i z i Uコンサートを記念し、地元企業が手がけるネジチョコとのスペシャルコラボレーションが実現した事例です。コンサート当日はファンの方々が長蛇の列をなして、販売早々に完売するにぎわいを見せております。イベントに合わせて地元の企業が限定商品を形にして、ファンの熱い思いをそのまま地元の売上げへと変えた事例でございます。今後もこうした推しをフックとした取組が次々と生まれるよう、企業の皆様と連携を進めていきたいと考えております。

スライド6を御覧ください。

推しの熱量を都市への活力へ変えるための取組のロードマップになります。大きく3つのステップで戦略を進めます。ステップ1では、まず交流、滞在の仕掛け作りを取り組みます。あくまでも取組の一例ですが、イベント後のアフターミーティングなど、回遊促進に取り組みます。ステップ2では、官民連携の拡大に取り組みます。地元企業による地域連携企画やコラボ商品が生まれる環境を整えていきたいと考えています。ステップ3ではコンテンツ産業の誘致やクリエイター育成を通じて、推し活経済の創出につなげていきます。ステップ1でにぎわいを創出し、さらにステップ2で地元企業を巻き込むことで、この勢いをさらに加速させていきます。そして、このにぎわい連鎖は、最終的にステップ3で産業の創出を実現し、そこから生

まれる活力が再びステップ1へ還元される、この好循環を私たちはつくっていきたいと考えています。

スライド7を御覧ください。

〇〇推し課の第1弾の取組として、推し活とおもてなしを掛け合わせた、おしもてなしを実施しました。Jリーグのギラヴァンツ北九州戦のアウエーサポーターを、対戦相手ではなく、大切なゲストとして、町全体で歓迎する取組です。具体的には、小倉駅からスタジアムまでのデジタルサイネージの歓迎ジャック、地元の八幡中央高等学校書道部による相手チームへの敬意を込めた大歓迎メッセージの展示、市内約50店舗の協力店による特典サービスの提供などを行っています。実施後、SNS上では、アウエーサポーターから、こんなおもてなしをされたのは初めて、また遊びに行きたい、おしもてなしの焼きうどんがおいしかったという声が寄せられました。また、今回のキャンペーンを聞いて、せっかくなので試合後にお得な特典が受けられるお店で祝賀会を開くことになったというお声をいただくなど、高い評価をいただいております。

スライド8を御覧ください。

先ほどお示した、〇〇推し課のミッションになります。私たちが目指す都市の活力とは、市民の暮らしの豊かさです。推しの熱量を呼び込み、町のにぎわいと産業を生み出すことは、地元の企業の活性化や雇用の確保、そして市全体の税収増へと直結いたします。推しの有無にかかわらず、全ての市民の皆様がこの町に誇りを持ち、次世代を担う子供たちが、この町は最高に面白いと胸を張って言える未来をつくるために、このにぎわいから産業へという好循環を、官民連携となってしっかりと形にしていきたいと思います。以上で報告を終わります。

〇委員長（高橋都君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありますか。山田委員。

〇委員（山田大輔君） 山田です。すいません、そもそも論でちょっと教えていただきたいんですけど、今回、2月議会にこの〇〇推し課の話は出てなかったんですが、それについて教えてほしいなと思います。3月26日の定例会見を見ていて、〇〇推し課ができるっていうのは本当に初めて知ったし、新聞報道であつたんですけど、その経緯というか、組織改編で予算がつかなければもう説明しませんと言われればそこまでなんでしょうけれども、そのことについて、すいません、この中で見ると多分森川理事なのかなと思うので、教えていただけたらと思うのが1点目。

2点目なんですけれども、去年の予特の時、すしの都課ができた時にそれこそ有田委員が言ったんですが、どこがゴールで、どこが目的で、どういう数値を求めるんですかっていうのが、この〇〇推し課にも、残念ながら僕は見えないなと思っています。〇〇推し課ができることは応援します。サブカルが、うちの会派の宇都宮もそうですけれども、このサブカルの聖地であ

るようにする北九州市の目指すべきところっていうのは方向性はすごくいいと思いますし、私もギラヴァンツよく行っていますから、余計にこういう歓迎していただいてありがたいなと思いますけれども、じゃ、この〇〇推し課ができたことによって、年間どこまでの売上げだったり、年間どこまでの観光客だったり、年間どこまでの動員数を目指して頑張るんだと。今日、石川課長もいらっしゃいますけど、北九州メッセを活用してどこまで頑張るんだっていう何か数字が欲しいなと思ったのが2つ目。

3つ目が、これに対して雇用をっていうお話ではあったんですけど、この間も、ばりますもすごく町に入ってきてかなりよかったなと思うんですけども、ああいうものをどんどん増やしていくために、それこそ何件やるんだとか、小倉駅の北口から南口に出てきてもらって、夜のコンテンツまで楽しんでもらって、どんだけの、泊まっていく宿泊客数を増やすぐらい。もっと言えば、最近、キティちゃんの新幹線のやつもありましたけども、ステーションホテルもうちのJR九州の車両を模した部屋があったりしますが、何かそういう、ホテルとのコラボレーション、特別室作りますとか、何かそういうものがあったりするのか、施策として予算がついていないんで説明しませんでした。じゃあ今後の動きをどうすんだよっていうのは正直はてなでありまして、私たち、市民の方々に〇〇推し課って何するって聞かれても、いや、何ですかね、僕らも報道で聞きましたんでっていうのは、かなり寂しい状況でして、その3点について、よかったら教えてください。

○委員長（高橋都君） ここでお語りしたいと思います。もう12時が近づいていますので、答弁をこの後していただくようになるかと思うんですけど、ほかに質問のある方いらっしゃいますか。ありますね。この後まだ議員間の答弁と、あともう一つ、行政視察のがありますけど、もう休憩を取らずにこのまま続けるかどうか、皆さんの御意見を。継続でよろしいですか。続行でよろしいですか。はい、分かりました。じゃ、よろしく願いいたします。〇〇推し課長。

〇〇〇推し課長 では、3点の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目ですね。議会の諮ることについてかと思います。すいません、こちらについては、今回の組織改正については、条例改正を伴わない範囲での機動的な課の設置でありました。組織改編につきましては、総務市民局の所管であるため、こちらではなかなか回答が難しい状況でございます。

すいません、2点目について、どこをゴールにするかというところかと思います。ゴールにつきましては、ステップでお示しさせていただきました。最終的には、コンテンツ産業を呼び込んでいきたい。ただ、それでは産業というのはなかなかすぐには来ないと思いますので、まずはにぎわいをつくっていく、そのにぎわいについては、今推し活経済っていうのは、かなり成長している分野でありますので、ここに着目して、まずはにぎわいを増やしていく。どのようなことをやっていくかという、やはりイベント、これ官民のいろんなイベントがあるかと思います。今回の第1弾、ギラヴァンツで言いますと、何千人という方が北九州市に定期的に

来ていただいている、それは何かを好きという気持ちで来ていただいているんですけども、これを試合が終わって、終わってしまうということは非常にもったいない。これも一つの推し活になるかと思いますので、そういった方々が線として次どこに行くかというような仕掛けをしたりとか、あとは地元の企業とコラボレーションが生まれるような仕組みをつくったりとか、そういったことを〇〇推し課としてはやっていって、最終的には、そのにぎわいの創出が産業につながる、そういったものにつなげていきたいと考えております。

そして、3つ目、ホテルとのコラボレーションということでもよろしかったかと思います。すいません、今現在はホテルとのコラボレーションというのは考えてはいないんですけども、ただ、先ほど私がお話しさせてもらったイベントを、もう一か所次の場所、もしくは北九州市でもう一泊してもらおうと考えると、やはり宿泊って非常に重要な要素かと思いますので、今後そちらについても検討はしていきたいと考えております。以上となります。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） 今現在のところ、数値的な目標はない。

○委員長（高橋都君） にぎわい担当理事。

○にぎわい担当理事 数字の目標なんですけど、観光振興プランの中に観光消費額、または宿泊客数という数値目標を上げさせていただいていますので、そちらを伸ばす施策の一つだと考えております。以上でございます。

○委員長（高橋都君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。そう言われるとどうしようもないなと思いますけど、せっかく新しい課ができたのであれば、その課が独自で取り組むべきもののゴールっていうのはやっぱり欲しいなっていうのは正直なところだなと僕は思うんじゃないのかなと、皆さん、そうかなと思っています。実際、委員会の中でも〇〇推し課の説明欲しいねって話がありましたので、全くこれを拒否するものではありませんし、せっかくですから一緒に盛り上げていきたいなと思いますので、僕も去年の決特からも言っていますが、数値目標を地元の人と共有するだとか、協力してもらうために、共感を得るためにやるってのはすごく大事なことだと思うので、前回のすしの都課のときもそうでしたが、そういう見える化というか、共感をちゃんと市民の方に得てもらうために、ある意味僕らも協力しないといけないと、そこは思いますので、ぜひともちょっとそこはお願いしたいなと思います。多分、今水面下で言えないようなことをちゃんともう計画してらっしゃると思うので、何がありますかなんては聞きませんが、まあそういうものを含めて一緒にやってきたいと思いますので、その思いだけ酌み取っていただきたいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） 山田委員とかなり重複していますので、1点だけお聞きしたいと思います。

この第1弾プロジェクトのおしもてなしキャンペーンって、私おもてなしっていう言葉が大好きなんですけれども、やっぱりカスタマーファーストっていうのはとても重要で、例えばさっき課長がおっしゃったように、アウエーサポーターの目的っていうのは、まずサッカー観戦で応援するっていうことだと思うんですけど、それ以外に、食とか宿泊ですとか周遊ですとか、そういった部分の、ほかの目的とか、そういったのをどのように調査するかっていうことと、あと、もう一点、市内約50店舗の協力店による特典サービスとありますけれども、この50店舗というのはどういうふうな店舗か教えてください。また、どのような手段でこの50店舗に入れるのかということも加えてお願いします。以上です。

○委員長（高橋都君） ○○推し課長。

○○○推し課長 アウエーサポーターの件に関しまして、どのような動機をしている方が多いのかということかと思えます。やはり、まず第1は、自分の地元のチームの応援という推し活に来られています。これに関しては、その時々、そのイベントに合わせて、その推し活をされている方の、心に刺さるようなものややっていくことが次につながるかと思っております。今回のギラヴァンツのアウエーのサポーターの応援に関しては、町全体が、自分が応援しているチームを応援していることを全力でまずは見せる。それによって、北九州市がいい町だなと感じてもらって、サッカーの試合というのは定期的にありますので、次の北九州市のアウエーのときも応援に行こうとまずは思っていたきたい。また戻ってきたいと思っていただくっていうことが1つ狙いとしてありました。あとは、サッカーで皆さんが応援をした熱量をそのまま帰してしまうのではなくて、共有できる場、試合の観戦とかをサポーターの方々みんなで共有して話したいという場も必要かと思いましたので、そういったところで、おしもてなしのキャンペーンというところで、約50店舗から成るキャンペーン企画をさせていただきました。

そして、2つ目、特典サービスの件につきましては、まずホームページで、あとSNS等も含めて募集をかけさせていただきました。それで、手が挙がってきた事業者というところで、三十歩横丁のお店とかですね、やはり試合が終わってからですので、居酒屋とか、あとはミュプラザの食事等が取れる場所、そういったところが、そうですね、お食事をするところは多いですけども、そういったところは計52店舗御協力いただきました。以上となります。

○委員長（高橋都君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） ありがとうございます。先ほど山田委員からもありましたように、滞在時間を広げていく、伸ばす、そのためには宿泊との連携も必要だと思いますので、それも可能だと思いますので、そこも進めていただきたいということと、この50店舗が小倉北区中心になるんですかね、飲食店とかそういった。

○委員長（高橋都君） ○○推し課長。

○○○推し課長 小倉が中心ですけども、門司の店舗も入っております。

○委員長（高橋都君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） それでは最後に、そのエリアもまた再度広げていただければと、要望して終わります。以上です。

○委員長（高橋都君） ほかにありませんか。宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） 私短くやりたいと思いますが、ロードマップのところのステップ1ですね、交流滞在の仕掛けづくりで、推しって多種多様で、しかもはやりがあっていて、例えば、このばりますって私知らないんですよ。でも、知っている人、推しの方がこうやってくれると全国から来るって話、そういう、今のはやりも含めて様々な推しがある中で、北九州市今既にあるものを生かして呼び込みたいのか、そういう今はやっているもの、推しがたくさんおられるようなコンテンツを北九州市に呼んでくるというイメージなのか、それはどちらなのか教えてください。

○委員長（高橋都君） ○○推し課長。

○○○推し課長 推しについて、北九州市にあるものなのか、もしくは、はやりのもを持ってくるかという御質問だったと思います。私どもとしては2つ狙っているところがあります。北九州市の今魅力があるところ、そこを推しとして感じてくれるところもあるかと思うので、そこと、今はやりのものを結びつけるような、そういったこともいいかなと思っておりますし、イベントで来るもの、今はやりのものがやはり大規模イベントになることが多いです。そのときに、行政として何かするというものもあるかもしれませんが、ばりますのように民間企業が取り組まれたものを行政としてもバックアップしていくとか、そういったものでどんどんと推進していけたらと考えております。以上となります。

○委員長（高橋都君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。どっちもやるということで、ということは民間企業が呼んでくるような企画、イベントと、行政がタイアップして協力して一っに進んでいく、それが第2弾の官民連携の拡大というところかなと思います。これからは地元も含め、そういうイベントをやる、コラボするような、そういった民間企業との意見交換とか、そういう窓口をつくっていくということによろしいんですね。

○委員長（高橋都君） ○○推し課長。

○○○推し課長 私もいろんな事業者とヒアリング等をさせてもらっております。よく皆さんから声を聞くのが、北九州市大きなイベントを北側でやっているときに、かなりのたくさんの方が推し活で来られる、何かを好きという気持ちで来られているんですけども、そこはやはり企業としても、何かしらコラボレーションをやることで、こちらに来てほしいというお声をいただいていますので、そういった声を聞ければというのを今後何か検討していけたらと考えております。以上となります。

○委員長（高橋都君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） 最後、要望したいと思いますが、例えばこんなイベントが北九州市であ

っていたんだけど、知らなかった。知らないほうが悪い、情報を取りに行っていないほうが悪いのかもしれないんですけど、知らなかったっていう話もよく聞きます。いいイベントが市内であってたり、それは行政じゃなくて民間がやっていることであると思うんですけど、今回こうやって〇〇推し課ができると、コラボしていくということは、ぜひそういう、市内であるいろいろなイベントの告知にも、北九州市の様々なチャンネルがあると思いますので、民間の企業を個人的に、個別に応援するというのは難しいと思うんですが、タイアップする中で、いろいろなイベントが北九州市でこれから起きていくっていいことだと思うんですが、市民の方が知らないということが結構あるので、ぜひそういったPRもタイアップしていただきたいなと要望して、期待して取組を見ていきたいと思います。終わります。

○委員長（高橋都君）ほかに。岡本委員。

○委員（岡本義之君）1点だけ教えてください。この取組のロードマップのステップ1、ステップ2、ステップ3で、それぞれ何々から1年、3年、5年って書いていますが、これ、例えばステップ2で言うと、3年間かけてっていう意味なのか、それとも2年目から3年目っていう意味、どちらの意味なんですか。教えてください。

○委員長（高橋都君）〇〇推し課長。

〇〇〇推し課長こちらに関しては、ステップ2に関しても、1、2、3で、3年目までにしたいというようなことで書かせてもらっておりますので、3年までにはというイメージで見ていただけたらと思います。

○委員（岡本義之君）それぞれの全部のステップが、今から5年間のうちで、3年間のっていう意味でいいんですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高橋都君）よろしいですか。

○委員（岡本義之君）はい。

○委員長（高橋都君）吉田委員。

○委員（吉田幸正君）短く。推し活、応援をしようと思っておりますが、同時に、僕、正直、やりますもネジチョコも大変詳しい立場でありますけども、行政がどこまで何ができるかなというのを、〇〇推し課っていう言葉が出てから考えるんですけども、僕らも、先方がこういう希望があれば御紹介ちゅうのは、町のためにと考えてやるんですけども、何でうちを紹介してくれんやったんかとか、前で言えば、何ですしぱっかりなんかみたいなことがちょっと気になり始めています。それで、これは要望なんですけども、〇〇推し課という経済を発展、商売をやりましょうということを始めたということなんでしょう、今後、北九州市としてこういう経済活動に、いろんな、来るアーティストを含めてやりますと、あなた協力してくれませんかという、もともとの申入れをやってほしいと思います。サッカーだったらサッカーを応援しますかちゅってやると、ラグビーはまた別で募集するのかということじゃなくて、多くの人たちが公平に、私たちその北九州市の発展と、自分の商売の利益も上げたいので、今度サッカーが

ありますから、サッカーのポスターを貼って欲しませんかとか、今度ラグビーがありますから、ポスターを貼って欲しませんかとか、アーティストが来るんならそういう、推しの協力をして欲しませんかというそもそものルールを、正直つくってほしいと思います。今宮崎委員からも言われましたけど、知らんやっただけというのは、よく話になってきちゃっているの、町全体で推す仕組みをつくってほしいと思います。

それと、もう一つが、税金を使っている使っていないではなくて、市が率先してやるってやうになると、何か若い、Z世代なり推しの人ばかりで、高齢者から、私たちの施策と違うみたいな誤解が生まれているのはよくないと思っています。なので、商売人がもうかりたいということと併せて、今課長が最後に言われた市民のライフスタイルの向上ってやうのをもう少し打ち出してほしいと思います。サッカー好きな高齢者、バラが好きな高齢者、アイマスが好きな先輩たちもたくさんいらっしゃると思いますので、アイマスが好きな中高年がコンサートがうちの町に来てうれしいよと、みたいなことも含めて、ライフスタイルの向上につながる推しをする人を増やしつつ、活動も併せてやってほしいなと思います。応援しようと思いますが、何か全体のストーリーが一過性のお金もうけのサポートを市がやっていると誤解されるのはよくないなと思ったので、意見として言わせていただきます。応援はしていますんで。いい成果も出ましたし、楽しかったと思っています。以上です。

○委員長（高橋都君） 答弁よろしいですか。はい。ほかに御意見、質問ありませんか。よろしいですか。

ほかになければ、執行部説明員は退室をお願いいたします。

（執行部退室）

○委員長（高橋都君） 次に、行政視察についてお諮りします。

本委員会の行政視察について正副委員長案を作成しましたので、お手元配付の資料を御覧ください。よろしいですか。

行政視察は、令和8年7月7日から9日までの3日間の日程で、北海道小樽市のデータを生かした観光施策の取組について、札幌市の観光資源の活用について、義務教育学校の取組について及びこども本の森の取組について、それぞれ視察を行いたいと思いますが、この案について質問、意見はありませんでしょうか。

なしでよろしいですか。いいですか。はい。案の修正がないということで、それでは本案のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、議員派遣要求書を議長宛て提出いたしますので、御了承願います。

次に、本市議会の政策立案支援事業の活用について協議いたします。

岡本委員から提案理由の説明を受けます。

○委員（岡本義之君） タブレットの令和８年度市議会政策立案支援事業に係る講演会の開催についてを御覧ください。

本委員会では、多様性を尊重した教育環境の整備についてを所管事務調査のテーマに掲げています。また、令和６年４月１日に策定した北九州市教育大綱では柱の一つとして、変化が激しく正解がないこれからの時代には、自分で問いを見つけ、解決していく力が求められることから、子供が失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくることとしています。さらに、令和６年１２月２０日に議員提案で制定した北九州市子ども基本条例では、子供は地域社会をつくる一員として、自ら学び、周りの人と協力していくことが大切であり、全ての大人は、子供のために、子供が感じたことや考えたことをしっかりと大切に受け止め、一緒に考え、子供の育ちを支え、全ての子供が誰一人取り残されない環境を整え、よりよい社会を作るために努力をすることとしています。

ついては、本市の今後の教育の在り方や学びの本質を考える上で、議員自身が理解を深めることが重要と考え、本委員会における所管事務調査や議員の政策立案の参考となるよう、専門的な知識と豊富な活動実績がある講師による講演会の実施を提案するものです。講師としては従来の知識伝達型の教育から、子供自身が問いを立て、考え、学びを深める教育への転換の必要性を訴え、探究学習の生みの親として注目されている一般社団法人みつかる、わかる代表理事の市川力氏にお越しいただくことを考えております。日程等につきましては、本件について御承認いただいた後、講師と調整の上、事務局から全議員に御連絡させていただきます。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（高橋都君） ただいまの提案に対し、質問、意見はありませんか。

なければ、提案のとおり、政策立案支援事業の活用について、当委員会から議長宛てに要請したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。以上で所管事務の調査を終わります。

本日は、以上で閉会いたします。

都市ブランド教育委員会	委 員 長	高 橋	都 ㊟
	副委員長	小 宮	けい子 ㊟